

熱中症予防対策空調付き作業着等購入助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。) 会員の就業時に熱中症の予防及び健康起因事故防止を目的として、空調付き作業着等の購入に対し、購入費の一部を助成する。

(助成対象)

第 2 条 助成対象は、兵ト協の会員で兵庫県下の事業所に所属するトラックドライバーに就業時の熱中症等を予防するため購入した作業着で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1)空調付き作業着
- (2)空調機器(ファン)が装着できる作業着

(助成額)

第 3 条 助成対象の空調付き作業着を購入した場合一着につき2,000円を交付する。但し40,000円を上限とする。また、ドライバーが 20名以下の事業社については、ドライバーの選任数を上限とする。

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする会員は、別紙(様式1)に、次の書類を添付して兵ト協に提出する。

- (1)領収書若しくは支払いの確認のできる書類
※必ず但し書きや明細で作業着等の確認が出来るもの
- (2)購入したものが空調付き作業着であることがわかるもの
ex.カタログのコピー、ネットの記載内容のコピー等

(その他必要な事項)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、令和6年 4 月 1 日より適用する。

令和6年度 熱中症予防対策空調付き作業着等購入助成事業実施要領(案)

1. 事業趣旨

一般社団法人兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。) 会員事業者に勤務する運転者の就業時における熱中症の予防及び健康起因事故防止を目的として、空調付き作業着等の購入に対し、その一部を助成する。

2. 助成対象

助成対象は、兵ト協の会員で兵庫県下の事業所に所属する運転者に就業時の熱中症等を予防するため購入した作業着等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1)空調付き作業着
- (2)空調機器(ファン)が装着できる作業着

3. 助成額

令和6年度(R6.4.1 ~ R7.3.7)に空調付き作業着等を購入した場合、一着につき2,000円を交付する。

但し申請は40,000円を上限とする。また、選任されたドライバーが20名以下の事業所については、ドライバーの選任数を上限とする。

4. 助成金の申請

助成金の交付を受けようとする会員は、別紙(様式1)に、次の書類を添付して兵ト協に提出する。

- (1)領収書若しくは支払いの確認のできる書類
- (2)購入したものが空調付き作業着等であることがわかるもの。
ex.カタログのコピー、ネットの記載内容のコピー等

5. 申請期間

令和6年8月13日 ~ 令和7年3月7日

6. 申込み・問い合わせ先

(一社)兵庫県トラック協会 業務部

〒675-0043 神戸市灘区大石東町 2-4-27 TEL:078-882-5556